特定非営利活動法人システム・ハーイ定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人システム・ハーイという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都練馬区豊玉上一丁目２番13号ウエストヴィレッヂ305号に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を東京都練馬区豊玉上一丁目２番13号ウエストヴィレッヂ１階に置く。

（目的）

第３条　この法人は、日常生活をおくる上で不自由を持つ障害者及び高齢者等を対象とし、家事や食事を中心とした生活全般にわたる介護及び援助を行い、福祉の増進とまちづくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)まちづくりの推進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)家事援助並びに介護に関する事業

(2)食事サービスに関する事業

(3)介護保険に関する①居宅介護支援②訪問介護③通所介護等の事業

(4)介護予防に関する事業

(5)障害者の日常生活及び社会生活を支援する障害福祉サービス事業

(6)その他、目的を達成するために必要な事業

第２章　会員及び社員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員　正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(2) 賛助会員　賛助会員は、この法人の事業を法人外から援助するために入会した個人又は団体とする。

（入会）

第７条　正会員及び賛助会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出する。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、理事会において別に定める入会金を納入しなければならない。

２　この法人は、理事会の決議により、会費を定め徴収することができる。

３　賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入する。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡、または会員である団体が解散したとき

(3) 三年間にわたり会費又は賛助会費を納入しないとき

(4) 除名されたとき

（退会）

第１０条　会員が退会しようとするときは、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたとき。

（会費等の不返還）

第１２条　会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役　員

（役員）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３名以上７名以内

(2) 監事　１名以上

２　理事のうち１名を理事長、２名を副理事長とする。

（役員の選任）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

４　特定非営利活動促進法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況ついて、理事に意見を述べること。

（役員の任期）

第１６条　役員の任期は、２年とする。但し、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任残存期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第１７条　役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において３分の２以上の議決により、解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3)前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第４章　会　議

（種別）

第１８条　この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第１９条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２０条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び決算報告

(5) 役員の選任又は解任

(6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４０条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２１条　通常総会は、事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の３ 分の１以上が招集の請求をしたとき

(3) 第１５条第４項第４号の規定により監事から招集があったとき

（総会の招集及び議長）

第２２条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の７日以前に通知しなければならない。

４　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２３条　総会は、正会員の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第２４条　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（総会の書面表決等）

第２５条　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２６条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第２７条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第２８条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第２９条　理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（理事会の招集及び議長）

第３０条　理事会は理事長が招集する。

２　理事会を招集する場合は、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の７日以前に通知しなければならない。ただし、理事長が、緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

３　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３１条　理事会における、議決事項は、前条第２項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

3　可否同数のときは、議長がこれを決する。

（理事会の議事録）

第３２条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2　議事録には、議長及びその会議に出席した理事が記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）

第３３条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生ずる収入

(6) その他の収入

（資産の管理）

第３４条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第３５条　この法人の経費は、財産をもって支弁する。

（特別会計）

第３６条　この法人は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

（事業計画及び予算）

第３７条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第３８条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

（事業年度）

第３９条　この法人の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終わる。

（臨機の措置）

第４０条　予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしょうとするときは総会の議決を経なければならない。

第６章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４１条　この定款は、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

（解散）

第４２条　この法人は、次の事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第４３条　この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、本会と類似の目的を有する公益法人、特定非営利活動法人に寄付するものとする。

（合併）

第４４条　この法人は総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、所轄庁の認証を得て他の類似の目的を有する公益法人、特定非営利活動法人と合併することができる。

第７章　公　告

（公告）

第４５条　この法人の公告は官報に掲載する。

第８章　事務局

（事務局の設置）

第４６条　この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2　事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができその任免は理事長が行う。

（組織及び運営）

第４７条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第９章　雑　則

（細則）

第４８条　この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（附則）

1　この定款はこの法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立初年度の事業年度は、第３９条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。

3　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第３７条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4　この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事　藤井良子

理事　田中卓子

理事　渡邊房子

監事　山田信之

5　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金、年会費及び賛助会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入 会 金　　金1,000円

（2）年 会 費　　金1,000円

（3）賛助会費　一口1,000円